

令和5年第5回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和5年5月31日（水）午後2時00分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（19名）

欠席農業委員（なし）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

◎開 会

事務局長 それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和5年第5回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が3件、農地法第5条関係が7件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が5件、合わせて15件の議案をご審議いただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後2時00分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 それでは、2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第2項の規定により審議するものとする。令和5年5月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその3朗読】

以上、その1からその3までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 5月23日、秋元委員と、譲受人とで現地調査をしました。譲渡人には電話でお伺いして間違いがないということです。申請内容のとおりでございますので、皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 報告させていただきます。今回の申請について、去る5月24日、委員と譲渡人2名には電話で確認しました。譲受人の代理の行政書士立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りをし、申請内容に間違いがないとのことです。今回の申請による周辺への影響は特に問題ないと思われま。

皆様のご審議のほう、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、29日に委員と譲渡人、譲受人に、申請内容を確認したところ、両者とも委任状が提出してありまして、代理人と現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いがないとのことです。今回の申請による周辺農地への影響は、特に問題はないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事務局 それでは、4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和5年5月31日提出。会長矢野正則。
以上でございます。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、5ページをご覧ください。

農地法第5条その1についてご説明申し上げます。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は、原則許可できませんが、例外規定の既存施設拡張事業に該当するものと判断いたします。
皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。
以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る28日に委員と譲渡人、譲受人と行政書士立会いの下、現地調査を行いました。申請内容についても聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。今回の申請による周辺農地への影響は特に問題はないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、10ページをご覧ください。

農地法第5条その2についてご説明申し上げます。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は、原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、29日に委員と現地調査を行いました。設定人にお会いし、申請内容について確認いたしました。被設定人には電話で確認いたしました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響は特に問題はないと思われま。

皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、15ページをご覧ください。

農地法第5条その3についてご説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 ご報告させていただきます。今回の申請について、去る5月24日、委員と現地調査を行いました。譲渡人3名には電話で確認しました。譲受人の代理人と、行政書士には、5月24日、現地で立会い、申請内容について確認しました。お二方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺への影響については特に問題ないと思われま。

皆様のご審議のほど、よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。
次の農地法第5条その4、その5については関連がありますので一括審議とします。
事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、20ページをご覧ください。

農地法第5条その4についてご説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

続いて、25ページをご覧ください。

農地法第5条その5についてご説明申し上げます。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

以上、その4、その5について皆様方のご審議のほど、よろしく願います。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る5月28日に委員、譲渡人、譲受人2名と現地調査を行いました。また、行政書士には電話で事前確認をしまして、間違いのないことです。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題はないと思われま

皆様のご審議、よろしく願います。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、30ページをご覧ください。

農地法第5条その6についてご説明申し上げます。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は、原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしく願います。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 報告させていただきます。今回の申請について、去る5月24日に委員と現地調査を行いました。譲渡人には5月23日に電話で申請内容について確認しました。譲受人には5月23日に電話で確認しました。また、行政書士には現地で立会い、申請内容について確認しました。お二方とも申請内容について問題ないとのことでした。今回の転用による周辺への影響については特に問題ないと思われま

す。皆様のご審議のほう、よろしくお願

いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その7について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、35ページをご覧ください。

農地法第5条その7についてご説明申し上げます。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。許可基準は第1種農地の許可規定を準用し、一時転用により該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願

いいたします。

会 長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離籍を求め

ます。

(該当委員 退場)

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 5月23日、設定人、被設定人と委員とで4人で現地調査を行いました。申請内容ど

おりでございますので、皆様のご審議、よろしくお願

いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 それでは、40ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和5年5月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離籍を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第5号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、第1号から第5号について、原案のとおり承認いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

委員。

委 員 農業委員会の会計監査報告を行います。

令和4年度白河市農業委員会親睦会会計収支決算について、関係帳簿及び調査書類等を監査した結果、適正に執行されていることを認め、ここにご報告いたします。令和5年5月31日、親睦会監査。

以上です。

会 長 ただいま親睦会の監査のほうから報告がありました。

事務局 事務局よりお知らせです。次の総会は6月30日金曜日 午後2時から正庁で開催したいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

事務局からは以上です。

会 長 ほかにご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして、令和5年第5回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうも皆さん、長い時間ありがとうございました。

(午後2時55分)
